

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 9 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室

三塩化アルミニウム等に係る消防活動上の留意事項について（事務連絡）

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について（令和 2 年 5 月 2 9 日消防危第 1 1 9 号）のとおり、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第 2 号）第 2 条の表に定める物質として、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤（以下「三塩化アルミニウム等」という。）が追加されました。

つきましては、三塩化アルミニウム等に係る消防活動上の留意事項は下記のとおりですのでお知らせいたします。また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨を周知されるようお願いいたします。

記

- 1 三塩化アルミニウム等は、水と反応し、塩化水素を発生させ、さらに加熱時間が長くなることで塩化水素（ガス）が多く揮散することが確認されていること。
- 2 三塩化アルミニウム等から生成した有害な気体（塩化水素）が溶解した水溶液は、強い酸性により消防活動において支障となるおそれがあること。
- 3 1 及び 2 の詳細は、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-39/03/houkokusyo.pdfを参照すること。

（問い合わせ先）
消防庁危険物保安室
担当：鈴木、平野、安田
TEL 03-5253-7524
FAX 03-5253-7534